

# 第28回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月9日（木）午後3時00分～3時30分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
  - 1番 金子 節夫
  - 2番 島田 信成
  - 3番 中野 文子
  - 4番 高田 洋子
  - 5番 齊藤 澄博
  - 6番 横山 宏
  - 7番 松島 章倫
  - 8番 横山 正行
  - 9番 中村 政五郎
  - 10番 小林 修
4. 事務局 事務局長 金井 孝浩 課長補佐 國府田 諭 主任 小谷 高平
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 議案 第81号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）
  - 第3 報告
    - 第29号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
    - 第30号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
    - 第31号 農地法制限除外の届出について
6. 会議の概要

会長（横山）	それでは只今から、第28回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告を願います。
事務局長（金井）	只今の出席委員数は、10名で御座います。
会長（横山）	事務局の報告の通り、本日出席の委員は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席をしておりますので、第28回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言します。
<p>&lt;会長挨拶&gt;</p>	
<p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名については、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号9番中村政五郎委員、議席番号10番小林修委員を指名いたしますので、ご了承をお願いいたします。</p>	
<p>議事日程第2、議案第81号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）を議題と致します。1番について、事務局より説明を願います。</p>	
事務局（國府田）	<p>議案書2ページをご覧ください。議案第78号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、所有権です。次のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請があつたので、審議の決定を求める。令和7年10月9日、邑楽町農業委員会会长、横山正行。</p>
<p>番号1番、「売買」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、譲受人は「不動産業は息子に任せ、自宅周辺の畑で自作農業をするので、自宅近郊の畑を増やしたい」譲渡人は「現在の畜産業の放牧地についていたが、道が狭く管理が不便なので処分したい」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては、1ページから3ページを参照してください。なお、申請地につきましては10月7日、3班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。</p>	
会長（横山）	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p style="text-align: center;">(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>	

	<p>(挙手全員)</p> <p>会長（横山） 挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可することを決定いたしました。 2番について事務局より、説明を願います。</p> <p>事務局（國府田） 番号2番、「売買」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、譲受人は「優良農地を確保し、経営規模を拡大したい」譲渡人は「高齢で管理できないため処分したい」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては、4ページから6ページを参照してください。なお、申請地につきましては10月7日、3班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は遊休農地状態であり、譲受人はその状況を分かった上での申請であり、今後、許可を得た際は速やかに農地を復元させた上で申請どおり農地を適切に利用していく旨の上申書提出、誓約をしております。別紙をご覧ください。上申書の内容としては、譲渡人の亡夫より令和2年9月に相続、しかしながら亡夫が所有者であるときから10年以上全く耕作がされていない状況、そして譲渡人は、現住所は町内にあるものの、現在はさいたま市浦和区の介護施設に入所しており、申請地を管理することは困難、よって本申請の譲受人に引き取って欲しいと要望され申請に至ったとのことです。申請地は遊休農地状態で耕作できる状態に戻すだけでも相当な作業が必要ではあるが、譲受人は親族と共に不動産業を経営しており、同社で所有している重機を用いて復元させることは可能、許可を受け引き渡しを受けた際は、速やかに申請地の整備を行い申請どおり農地として利用し耕作していく事を誓約する、という内容となっております。以上を踏まえご審議いただけますようお願ひいたします。 以上です。</p> <p>会長（横山） 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可することを決定いたしました。</p>
--	---

会長（横山）	議事日程第3、報告第29号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてを議題とします。事務局より、一括して報告をお願いします。
事務局（國府田）	<p>議案書3ページをご覧ください。報告第29号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について。次のとおり農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出があつたので、報告します。令和7年10月9日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「一般住宅用地」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、7ページを参照してください。以上、報告といたします。</p>
会長（横山）	報告第30号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてを議題とします。事務局より、一括して報告をお願いします。
事務局（國府田）	<p>報告第30号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について。次のとおり農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があつたので、報告します。令和7年10月9日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「一般住宅用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、7ページを参照してください。以上、報告といたします。</p>
会長（横山）	報告第31号、農地法制限除外の届出についてを議題とします。事務局より、報告をお願いします。
事務局（國府田）	報告第31号、農地法制限除外届出について。次のとおり農地法施行規則第53条第1項第12号の規定による農地法制限除外届出があつたので、報告します。令和7年10月9日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。
	<p>先に説明を加えます。農地法第4条第1項及び第5条第1項において、農地の利用の制限いわゆる農地転用について定めがあり、4条及び5条それぞれ第1項第1号～ただし書きで、農地法の制限からの除外が規定されています。今回の案件は5条案件ですので、農地法第5条第1項第7号に「その他農林水産省令で定める場合」と規定されております。農地法施行規則第53条第1項に、「法第5条第1項第7号の農林水産省令で定める場合は、次の場合とする」と定めがあります。なお第20号まであり、その内の第12号に「電気事業者が送電用電気工</p>

事務局(國府田)	<p>作物等の敷地に供するため権利を取得する場合」と定めがあります。今回の案件は、この規定により農地転用許可申請でなく届出が提出されたということになります。</p> <p>改めて報告します。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「小泉線他架空地線張替工事に伴う工事用地（一時転用）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。なお、一時転用ですので、完了年月日までに農地に復元し地権者へ戻すということになります。資料につきましては、8ページから13ページを参照してください。以上です。</p>
会長（横山）	以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第28回邑楽町農業委員会総会を閉会します。

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和7年10月9日

邑楽町農業委員会 会長 横山 正行

委員 中村 政五郎

委員 小林 修